

## 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

### 太陽の郷愛島ショートステイ運営規程

#### (事業の目的)

第1条 株式会社福祉ケアサービスが開設する太陽の郷愛島ショートステイ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、利用者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、利用者の自立支援・重度化防止という介護保険制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、効果が裏付けられた質の高いサービスを目指すものとする。
  - 5 事業の実施にあたっては、感染症や災害等が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう、業務継続に向けた取組体制の整備に努めるものとする。
  - 6 事業所は、介護人材の確保・介護現場の革新に向け、生活相談員等の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組、介護ロボット・ICTの活用、文書負担軽減や手続きの効率化等による介護現場の業務の負担軽減に努めるものとする。

7 事業所は、介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、利用者への費用の説明責任を果たすとともに、満足度を高めていけるよう、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 太陽の郷愛島ショートステイ
- ② 所在地 宮城県名取市愛島郷2丁目11番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする(介護予防も合算して表記する)。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
  - 医師 1名(非常勤兼務)
  - 生活相談員 2名(常勤兼務2名)
  - 看護職員 3名(常勤専従3名)
  - 介護職員 10名(常勤専従5名、常勤兼務1名、非常勤専従4名)
  - 機能訓練指導員 2名(常勤専従1名、非常勤兼務1名)
  - 栄養士 1名(常勤兼務)

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

単独型 20名(ユニット型個室20名)

※ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入所定員は10名とする。

(短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 食事提供

栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し、食事提供する。また、自立して食事を摂ることが困難である利用者には食事介助を行う。

② 日常生活上の支援

利用者の日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

- イ 排せつの誘導・介助
- ロ 離床（移乗・移動も含む）の見守り・介助
- ハ 入浴（脱衣・清拭・着衣も含む）の介助
- ニ 更衣、整容（口腔ケアも含む）等、その他の必要な身体の介助
- ホ 養護（休養）
- ヘ 健康チェック

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

- イ 日常生活動作に関する訓練（日常動作訓練）
- ロ レクリエーション
- ハ 行事的活動、余暇活動
- ニ 体操
- ホ 筋力向上トレーニング

④ 送迎

入退所時に利用者の居宅（自宅）から事業所までの間において、車両による送迎を行う。

⑤ 相談、助言に関すること（心の悩み相談、生活相談による援助）

利用者及びその家族の日常生活における介助等の介護全般に関する相談及び助言を行う。

⑥ その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第9条における通常を送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル 20円

- 3 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。
- ① 滞在費 ユニット型個室（20室） 1,970円（1日あたり）
  - ② 食費 朝食400円、昼食700円、夕食600円 合計1,700円（1日あたり）
  - ③ 理美容代、通院費は自費
  - ④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、3項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第8条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

（通常の送迎の実施地域）

- 第9条 通常の送迎の実施地域は、名取市、岩沼市は全域、仙台市は太白区と若林区の一部地域（柳生、西中田、中田、東中田、袋原、四郎丸、大野田、富沢、長町南、長町、今泉）とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、居室、共用施設、敷地その他の利用にあたって、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

2 利用者が外出を希望される場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

3 利用者は、事業所内において、常に健康に留意するものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

③ その他虐待防止のために必要な措置

(身体拘束の制限)

第12条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情の処理)

第13条 事業所は、提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、受付担当者・解決責任者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)

- 第15条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(禁止行為)

- 第16条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
- ① 宗教や信条の相違等の理由により、他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵害する行為
  - ② けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼす行為
  - ③ 事業所内における秩序、風紀をみだりに乱し、安全衛生を害する行為
  - ④ 指定した場所以外で火気（たばこを含む）を用いる行為
  - ⑤ 故意に事業所内の設備・備品・物品を毀損もしくは紛失させ、又はこれを持ち出す行為

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所はサービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得る。
- 5 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 事業所は、適切な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより生活相談員等の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じなければならない。

- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社太陽の郷と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。